

○武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例

平成26年12月25日条例第44号

改正

平成27年3月24日条例第19号

平成27年6月29日条例第43号

平成28年3月22日条例第19号

平成28年6月30日条例第38号

平成29年3月22日条例第12号

平成29年6月30日条例第26号

平成30年6月29日条例第30号

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による保育費用の支払を含む。別表備考8において同じ。）に係る支給認定保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担すべき費用（以下「利用者負担」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(利用者負担の額)

第3条 利用者負担の額は、次に掲げる額とし、別表のとおりとする。

- (1) 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項第1号から第3号まで（法附則第9条第1項の規定の適用があるときは、同項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1)）に規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して武蔵野市（以下「市」という。）が定める額
- (2) 法附則第6条第4項の規定により保育費用を利用者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて市が定める額

(利用者負担の徴収)

第4条 市長は、市立保育所（武蔵野市立保育園条例（昭和33年10月武蔵野市条例第19号）別表に

掲げる保育園をいう。)又は市が特定地域型保育事業者として特定地域型保育を提供する施設において支給認定子どもに対して保育を行ったときは、当該支給認定子どもに係る利用者から前条第1号の額を徴収するものとする。ただし、市の区域外に居住地を有する利用者については、当該利用者が居住地を有する市町村(特別区を含む。)が定める額を徴収するものとする。

2 市長は、支給認定子どもに対して法附則第6条第1項の規定により市が支払う保育費用に係る保育を特定保育所が行ったときは、当該支給認定子どもに係る利用者から前条第2号の額を徴収するものとする。

(利用者負担の額の決定等)

第5条 市長は、利用者負担の額を決定し、又は変更したときは、その旨を利用者及びその利用に係る特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に通知するものとする。

(利用者負担の減免)

第6条 市長は、利用者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者負担を減額し、又は免除することができる。

(1) 震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により利用者負担を支払うことが著しく困難であると市長が認めるとき。

2 前項の規定による利用者負担の減額又は免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(武蔵野市保育料審議会)

第7条 利用者負担の額について、市長の諮問に応じ審議するため、武蔵野市保育料審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(武蔵野市保育の実施に関する条例の廃止)

2 武蔵野市保育の実施に関する条例(平成24年12月武蔵野市条例第41号)は、廃止する。

(準備行為)

- 3 第5条の規定による利用者負担の額の決定及び変更、その旨の通知その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成27年3月24日条例第19号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年6月29日条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表備考4の改正（同表備考4を同表備考6とする部分を除く。）は、平成27年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表備考6の規定は、平成27年9月分以後の月分の利用者負担について適用し、同年8月分以前の月分の利用者負担については、なお従前の例による。

付 則（平成28年3月22日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表備考7の規定は、平成28年4月分以後の月分の利用者負担について適用し、同年3月分以前の月分の利用者負担については、なお従前の例による。

付 則（平成28年6月30日条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、平成28年4月分以後の月分の利用者負担について適用し、同年3月分以前の月分の利用者負担については、なお従前の例による。

付 則（平成29年3月22日条例第12号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成29年6月30日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（別表備考6を除く。以下「新条例」という。）の規定は、平成

29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例の規定は、平成29年4月分以後の月分の利用者負担について適用し、同年3月分以前の月分の利用者負担については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表備考6の規定は、平成29年度以後の年度分の所得割（同表備考6に規定する所得割をいう。以下同じ。）の額の計算について適用し、平成28年度以前の年度分の所得割の額の計算については、なお従前の例による。

付 則（平成30年6月29日条例第30号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例の規定は、平成30年4月分以後の月分の利用者負担について適用し、同年3月分以前の月分の利用者負担については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

- 1 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額

各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯等の階層区分		利用者負担の月額 (単位 円)
階層区分	定義	
A	生活保護世帯等又は里親である支給認定保護者（当該里親である支給認定保護者に係る支給認定子どもが特別利用教育を受ける場合に限る。）	0
B	A階層を除き、当該年度ひとり親世帯等	0
	分（4月から8月までにあっては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税ひとり親世帯等以外の世帯	3,000

	所得割非課税世帯又は養育里親等である支給認定保護者（当該養育里親等である支給認定保護者に係る支給認定子どもが特別利用教育を受ける場合を除く。）			
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当するもの	77,100円以下	ひとり親世帯等	3,000
			ひとり親世帯等以外の世帯	10,100
D		77,101円以上211,200円以下		20,500
E		211,201円以上		25,700

2 特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けたときの利用者負担の額

各月初日において保育を受ける子どもの属する世帯等の階層区分		利用者負担の月額（各階層区分の上段が保育標準時間認定を受けた場合、下段が保育短時間認定を受けた場合の金額）（単位 円）			
階層区分	定義	0歳の子 ども	1歳及び 2歳の子 ども	3歳の子 ども	4歳以上 の子ども
A	生活保護世帯等又は里親である支給認定保護者	0	0	0	0
		0	0	0	0
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
		0	0	0	0
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税されるもの	2,500	2,300	2,000	1,900
		1,800	1,600	1,400	1,300
D 1	A階層及びC 48,600円未満	6,700	5,600	4,500	4,400
		4,800	4,000	3,200	3,200

D 2	階層を 除き、	48,600円以上52,100円未満	8,500	7,000	5,600	5,500
			6,100	5,000	4,000	4,000
D 3	当該年 度分の	52,100円以上66,500円未満	10,500	8,600	6,600	6,500
			7,600	6,200	4,800	4,700
D 4	市町村 民税課	66,500円以上84,500円未満	12,500	10,300	7,800	7,600
			9,000	7,400	5,600	5,500
D 5	税世帯 であつ	84,500円以上97,000円未満	15,000	12,200	9,200	9,000
			10,900	8,800	6,600	6,500
D 6	て、そ の所得	97,000円以上139,000円未満	17,000	14,000	10,300	10,000
			12,300	10,100	7,400	7,200
D 7	割の額 が次の	139,000円以上159,000円未満	19,000	15,700	11,500	11,000
			13,800	11,400	8,300	8,000
D 8	区分に 該当す	159,000円以上169,000円未満	23,000	19,600	13,000	12,800
			16,700	14,200	9,400	9,300
D 9	るもの	169,000円以上204,000円未満	27,000	24,000	15,000	14,800
			19,600	17,400	10,900	10,700
D 10		204,000円以上229,000円未満	31,500	28,500	16,500	16,000
			22,900	20,700	12,000	11,600
D 11		229,000円以上244,000円未満	35,500	33,000	18,000	17,500
			25,800	24,000	13,000	12,700
D 12		244,000円以上259,000円未満	39,500	37,000	20,500	20,000
			28,700	26,900	14,900	14,500
D 13		259,000円以上271,000円未満	43,500	40,500	23,000	22,500
			31,600	29,400	16,700	16,300
D 14		271,000円以上281,000円未満	46,800	43,500	25,000	24,500
			34,000	31,600	18,100	17,800
D 15		281,000円以上291,000円未満	50,000	46,500	28,000	27,000
			36,300	33,800	20,300	19,600
D 16		291,000円以上301,000円未満	53,700	50,000	30,000	29,000

			39,000	36,300	21,800	21,000
D17	301,000円以上353,000円未満		56,000	52,000	31,500	30,000
			40,700	37,800	22,900	21,800
D18	353,000円以上383,000円未満		58,500	54,000	32,500	31,000
			42,500	39,200	23,600	22,500
D19	383,000円以上397,000円未満		63,500	58,000	34,500	32,500
			46,100	42,100	25,000	23,600
D20	397,000円以上475,300円未満		66,500	60,000	36,000	34,000
			48,300	43,600	26,100	24,700
D21	475,300円以上600,600円未満		69,500	62,000	37,500	35,000
			50,500	45,000	27,200	25,400
D22	600,600円以上782,400円未満		73,000	65,500	38,500	36,300
			53,000	47,600	28,000	26,400
D23	782,400円以上964,200円未満		76,000	68,000	40,000	37,800
			55,200	49,400	29,000	27,400
D24	964,200円以上		79,000	71,000	43,000	39,500
			57,400	51,600	31,200	28,700

備考

- この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- この表において「里親」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親をいう。
- この表において「養育里親等」とは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。
- この表において「ひとり親世帯等」とは、政令第4条第4項に規定する要保護者等の属する世帯をいう。
- この表において「保育標準時間認定」とは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣

府令第44号)第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量の認定を、「保育短時間認定」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量の認定をいう。

- 6 この表において「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)をいい、その額の計算については、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。
- 7 この表における寡婦又は寡夫に係る市町村民税の税額の計算については、地方税法第292条第1項第11号イ中「又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのは、「夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの又は婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下イにおいて同じ。)によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と、同項第12号中「又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのは「妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの又は婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下この号において同じ。)によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」として、同法の規定を適用する。
- 8 この表における子どもの年齢計算については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は当該年度中に限り変更しないものとする。
- 9 生計を一にする世帯に属する子どもが支給認定子どものみである場合の利用者負担の月額額は、第1子(当該支給認定子どものうち、最年長の者をいう。9において同じ。)についてはこの表に掲げる額の全額とし、第2子(当該支給認定子どものうち、第1子を除き最年長の者をいう。9において同じ。)については同表に掲げる額の2分の1に相当する額(同表1 Bの部ひとり親世帯等以外の世帯の項の規定の適用を受ける利用者に係る支給認定子どもにあつては、0円)とし、第3子以降の子ども(当該支給認定子どものうち、第1子及び第2子以外の者をいう。)については0円とする。
- 10 生計を一にする世帯において、支給認定子ども及び(1)から(6)までに該当する子どもがいる場合の利用者負担の月額は、これらの者のうち最年長のもの(10において「第1子」という。)が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長

の者（10において「第2子」という。）が支給認定子どもであるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額（同表1 Bの部ひとり親世帯等以外の世帯の項の規定の適用を受ける利用者に係る支給認定子どもにあつては、0円）とし、第3子以降の子ども（第1子及び第2子以外の者をいう。）については0円とする。

(1) 政令第14条に規定する小学校第三学年修了前子ども（保育標準時間認定又は保育短時間認定を受けた支給認定子どもに係る利用者負担の月額を決定する場合にあつては、適用しない。）

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する子ども

(3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども

(4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども

(5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども

(6) 政令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等（当該年度分の所得割の額が77,101円未満（保育標準時間認定又は保育短時間認定を受けた支給認定子どもに係る利用者負担の月額を決定する場合にあつては、57,700円未満）の世帯に属する支給認定子どもに係る利用者負担の月額を決定する場合に限り、適用する。）

11 ひとり親世帯等であつて、かつ、当該年度分の所得割の額が77,101円未満の世帯に該当する場合における利用者負担の月額を決定するときの9及び10の規定の適用については、9及び10中「全額」とあるのは「全額（同表2の適用を受ける利用者にあつては、2分の1に相当する額）」と、「同表に掲げる額の2分の1に相当する額（同表1 Bの部ひとり親世帯等以外の世帯の項の規定の適用を受ける利用者に係る支給認定子どもにあつては、0円）」とあるのは「0円」と、10(6)中「特定被監護者等（当該年度分の所得割の額が77,101円未満（保育標準時間認定又は保育短時間認定を受けた支給認定子どもに係る利用者負担の月額を決定する場合にあつては、57,700円未満）の世帯に属する支給認定子どもに係る利用者負担の月額を決定する場合に限り、適用する。））」とあるのは「特定被監護者等」とする。